

北九州市立大学大学院学生の学部開講授業科目の受講に関する規程

平成17年4月1日
北九大規程第74号

(目的)

第1条 この規程は、北九州市立大学大学院学則（平成17年北九大学則第2号。以下「大学院学則」という。）第21条第3項の規定に基づき、北九州市立大学大学院に在籍する者（以下「大学院学生」という。）が、学部（学群を含む。以下同じ。）開講授業科目を受講することについて必要な事項を定めるものとする。

(受講科目)

第2条 大学院学生は、研究科長の承認を得て、次に掲げる学部開講の授業科目を受講することができる。

- (1) 研究指導教員が、研究科授業科目の履修のために、必要と認め指定した授業科目（他学部の開講する授業科目を指定するときは、当該学部長の承認を得なければならない。）
- (2) 教育職員免許状取得のための専門科目（大学院学則第32条第2項に規定する専攻別の免許状を得るためのものに限る。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。）

2 前項により受講できる科目数は、研究科授業科目の履修に支障のない範囲とする。

(単位)

第3条 大学院学生が、前条の規定に基づき授業科目を受講し、所定の試験に合格したときは、本人の願い出により当該学部で単位修得証明書を交付する。ただし、大学院における課程の単位とすることはできない。

(受講の手続)

第4条 大学院学生が、この規程の定めるところにより授業科目を受講しようとするときは、受講届を、研究指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

2 研究科長は、前項の規定による提出があったときは、研究科委員会の議を経て、授業科目の受講を承認することができる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長がこれを定める。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。